

2024年度  
関西学院大学ロースクール  
B日程

一般入試（法学未修者）

特別入試（法学未修者）

論文問題

《10:00～11:30》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

## 【論文問題】

問題文を読んで、次の〔設問1〕および〔設問2〕に答えなさい。

〔設問1〕

下線部の「実質的に建物の安全性を確保するためのシステム」とは、どういうことか、また、なぜ「綻び」が生じることとなったのか、説明しなさい。

(400字程度)

〔設問2〕

筆者が「耐震強度偽装問題」について、「日本の社会全体が思考停止状態であった」とする理由を説明しなさい。そのうえで、法令や基準の運用がどのようにあるべきか、あなたの意見を述べなさい。(600字程度)

## 問題文

二〇〇五年十一月、ある一人の一級建築士が構造計算書の偽装を行っていた事実を国土交通省が公表しました。

構造計算書というのは、地震などに対する安全性の計算を記した書類のことです。これは建築確認申請の際に提出が求められていますが、この建築士が行っていた不正は、国土交通大臣認定の構造計算ソフトウェアによる計算結果を改ざんするというものでした。耐震強度を偽装した書類を、建築確認申請のために行政や民間の指定確認検査機関に提出していたのです。

国土交通省が事件を公表し、マスコミは大々的に報道しました。その中で建築基準法に定められた耐震基準を充たさないマンションやホテルなどが同様の手口によって建設されていた事実が次々と明らかになり、世間を<sup>しんかん</sup>震撼させる大騒動になりました。国交省は、耐震強度が大幅に偽装された建物の使用を禁止。入居したばかりのマンションに住めなくなった住民が、多額のローンを抱えて住居を失ったことが大きな社会問題となりました。

(中略)

そもそもこの問題が起こった背景には、建築基準法というのが何のための法律で、それを社会で活用していくために、どういう方向で法律を運用していったらいいのかという基本的な視点の欠如がありました。

この法律は、「建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準」を定めるものであり、建築確認制度というのは、建築士が設計を行っていることを前提に、行政においても事前に最低限の設計図上のチェックを行うという趣旨で設けられた制度でした。

この制度ができた終戦直後、もともと予定されていたのは、木造の一戸建てのような単純な構造の建築物でした。しかしその後、経済の発展に伴って、建築技術も飛躍的に進歩し、建築物も高層・大規模化し、複雑で多様な構造のビルが建築されるようになったため、建築士の設計と建築主事の建築確認によって安全性を確保するというこの制度は、大規模建築については形骸化してしまいました。

それにもかかわらず、一般の人には、建築確認が、現在のような高層化・複雑化した建築物についても安全性を確保する役割を果たしているように誤解されてきました。建築基準法による建築確認という制度が果たしている役割について、一般人の認識と実態との間に大きなギャップが生じていたのです。

特に、建物の耐震性能という面では、建築確認はほとんど安全性の確保の機能を果たしていませんでした。多くの方は、地方自治体や民間建築確認機関による建築確認

が行われた以上、耐震性能が建築基準法の基準を充たしているものと信じていたが、複雑で高度な建物の耐震強度の確認というのは、設計図上の建築確認という手続で確かめられるような簡単なものではありません。耐震強度の構造計算は、あくまで一つの計算方法であり、実際の地震による倒壊の危険は敷地の地盤などの自然条件によっても異なります。また、設計上問題はなくても、その設計図通りに施工しない手抜き工事が行われる危険性をなくすことはできません。

しかし、建築確認が形骸化していたからと言って、日本の大規模建築物の安全性が低かったということではありません。阪神淡路大震災のような極端な場合を除けば、日本の建築物の安全性に重大な問題が生じることはなく、全般的には高い水準に保たれてきました。それは、設計者、施工会社の信用が大切にされ、技術者の倫理観がしっかりしていたからです。

つまり日本の建築物の安全性は、従来から、建築基準法という「法令」や建築確認という「制度」ではなく、会社の信用と技術者倫理によって支えられてきたのです。

ところが、一九八一年の建築基準法の改正で新たな耐震基準が導入された際、その基準は既設建築物には適用されず、それ以降のものだけに適用されたために、周囲に耐震性の低い建物がゴロゴロしているのに、新たに建てる建物だけは高い耐震性を要求されることになりました。

このことが、耐震性能に関して建築基準法の基準の性格を非常に曖昧なものにしてしまったことは否めません。「最低の基準」なのであれば、絶対に充たさなければならぬ基準という認識で設計・施工が行われ、設計者・技術者の倫理観も十分に働くはずですが、基準が充たされていない建築物が実際には周りに多数あるということであれば、絶対的な基準という認識は希薄になってしまいます。

その後、一九九〇年代に入ってから、民間の建築業界の価格競争が激化して、極端な安値受注が横行し、そのしわ寄せが施工の現場を直撃しました。結果、工事の質を落として採算を確保しようとする手抜き工事、粗漏工事が横行したと言われていました。設計の段階で耐震基準を充足していても、施工段階で強度不足の建物が建築される危険性は全般的に高くなったのです。こうして、実質的に建物の安全性を確保するためのシステム全体に綻びが生じる中で、一人の無責任極まりない建築士によって多数の建物の構造計算書を改ざんするという、露骨な「違法行為」がいつも簡単に行われたのが耐震強度偽装事件です。

この事件が、社会に大きな影響を及ぼす騒ぎに発展する原因となったのは、強度が偽装された建物の使用禁止と取り壊しを命じた国土交通省側が発した「震度5強の地震で倒壊の恐れがある」という言葉でした。震度5強というと、地震国日本ではかなり頻繁に起きる地震です。その程度の地震で、建築された建物が「倒壊」してしまう恐れがあるということで、国民の関心は「強度が偽装された建物」に集中しました。

「耐震強度偽装」という違法行為がマスコミにセンセーショナルに取り上げられ、多

くの人々は、強度を偽装された建物だけが、ちょっとした地震でガラガラと崩れおちてしまい、中にいる人が押しつぶされてしまうように誤解しました。

実際は、一九八一年以前に建築された建物には、問題になった耐震強度が偽装された建物より耐震性の低いものも多数あり、もし、耐震性が低い建物の存在が問題だといふのであれば、日本中の多数の建物の使用を禁止しなければならなかったはずですが、社会の関心は、偽装行為を叩き、偽装の再発を防止することばかりに向けられてしまったのです。

問題の核心は、建築基準法という法令に基づく建築確認の手續に関して、耐震強度の「偽装」という行為が行われたことが明らかになったことでした。多くの人々が、建物の安全性を確保する役割を果たしていると思っている法令上の手續に関して偽装を行うというのは、水戸黄門の印籠に泥を塗るような行為というイメージでとらえられたのです。

国交省としても、そのような許し難い行為によって建築された建物は有無を言わず取り壊しを命じることになります。それが、入居したばかりのマンションから多額のローンを抱えたまま退去しなければならない、という社会的に許容し難い事態を発生させ、それに対する怒りが、そのような事態を招いた耐震強度偽装行為に関わった者を厳罰に処し、その再発防止のためであればあらゆる手段を講じるべき、という論調につながっていったのです。

そこで本来必要だったのは、事件の背景となった、耐震強度不足の建物が建築される原因となる構造的要因を明らかにし、建物の耐震性、安全性を向上させ、人々が安心して生活できる建物が供給されるための総合的な対策を講じることでした。

建築基準法の基準が守られていること、建築確認の手續が正しく行われていることだけで、建物の安全性が確保されるのではないのです。複雑で高度な建築物の安全性が実質的にどのように確保されているのかを的確に理解し、そのシステムを機能させていくことを考えていかなければならなかったのです。

今になって冷静に考えてみると、この問題に対して日本の社会全体が思考停止状態であったことがわかります。

(以下略)

郷原 信郎「思考停止社会—「遵守」に蝕まれる日本」(講談社現代新書、2009年)より抜粋。出題との関係で必要な補足、省略、変更を施している。

筆者は、社会的な問題が生じた際、「法令遵守」に違反したかどうかだけが取り上げられ、根本的な原因が突き詰めて考えられていない状況及びその原因を指摘する。本問は、日常的に起きる問題への対処指針を示す文章を読んで、読解力、思考力及び文章表現力を試そうとするものである。

《解説・講評》-----

1 「設問1」について

設問1は、下線部を契機として、著者の論旨に対する理解度を問う問題である。筆者が使う「システム」という用語がやや特殊であったが、目に見える法令やそれに基づく制度だけでなく、建築に携わる関係者の信用や倫理観が建築物の安全性を担保していたことに言及することが求められる。また、それらが崩壊した理由について、筆者の考え方を正確に読み取ることも必要である。

筆者のいうシステムについて、法律や制度に加えて設計者や会社の信用、技術者の倫理観という、本来は「システム」と言い難いような面を筆者がわざわざ指摘している点について言及している答案については高く評価した。他方、これらに触れていないものは低い評価となった。また、システムの綻びの原因について、既存建物に改正後の基準が適用されず、耐震基準を満たさない建物が多数あったために、耐震基準が最低限の基準との意識を薄れさせたという背景事情に触れている答案は高く評価した。また、このような意識の薄れも要因となって、価格競争により手抜き工事が横行したという点も、できれば触れてほしい。反対に、背景事情に触れないものや耐震基準が最低限の基準であることに触れていないものの評価は低くなった。

(解答例)

もともと建築基準法に基づく建築確認制度は、単純な構造の建築物につき、行政が最低限の設計図上のチェックを行う趣旨で設けられた。しかし、建築技術の進歩、複雑化により、高層・大規模建物についての建築確認は、時代とともに形骸化していった。その上、耐震性能については、設計図上で確認できない。実質的に建物の安全性を支えてきたのは、法律や制度ではなく、建築に携わる設計者や会社の信用、また、技術者の倫理観であり、これが「実質的に建物の安全性を確保するためのシステム」であった。

ところが、建築基準法改正の新たな耐震基準は、既存建物には適用されず、耐震性を満たさない建物が多く残ったこと、他方では、価格競争のあおりを受け、安値受注が横行した。これにより設計者・技術者の倫理観が働かず、耐震基準が最低限

の基準との意識を薄れさせた。さらに、価格競争により手抜き工事が横行し、建物の安全性が脅かされた。これらが、前記のシステムに「綻び」が生じた要因である。  
(417字)

## 2 「設問2」について

設問2は、筆者の問題提起を理解したうえで、自分の意見を論理的に説明できるかを問う問題である。まず、筆者のいう「思考停止状態」がどのような状態であるのかを説明することが求められる。その上で、そのような状況に陥らないためにどのようなことをすればよいのか、各自が考えるところをわかりやすく説明することが求められる。

本問では、「思考停止状態」に陥る原因に触れ、問題点の真の原因や再発防止に眼を向けなかったということ述べた上、このような事態を回避するための制度や運用のそれぞれについて、各自の見解を論理的に記載したものについては高く評価した。しかし、「思考停止状態」がどのような状態であるかについてだけ延々と記載したものや、反対に「思考停止状態」の要因についての筆者の考えを正確に捉えることなく、自分の意見だけを羅列したもの、あるいは法令や基準を単に厳しく運用すればよいといった一本調子な記述については低い評価となった。

### (解答例)

一般人は、建築基準法に基づく建築確認がされれば、高層・大規模建物でも安全性が担保されていると誤解していた。そこに耐震強度偽装という法令違反の行為が判明した。すると、国民の多くは、耐震性が偽装された建物が直ちに倒壊すると誤解し、また、住宅ローンを抱えたまま退去せざるを得ない者への同情を強めた。そのため、耐震強度偽装をした者への厳重な処罰や耐震強度の偽装の再発防止ばかりが取り上げられた。偽装された建物より耐震性の低い建物が多数あること、偽装の真の原因、建物の耐震性・安全性を向上させる議論に繋がらず、真の問題が放置された。このように建物の安全性確保の仕組みや機能を見過ごしたことを、筆者は「思考停止状態」といつている。

思考停止に陥らないためには、現在の法令や基準を遵守するだけでは足りない。まず、法令やそれに基づく基準が設定されているそもそもの目的を見直すことが必要である。その上で、法令等が予定している状況と、現在の状況を見比べ、その間に隔たりがないかを確認することが重要であると考え。そして、法令や基準と現状との間に隔たりがある場合には、なぜそのような状況になっているのかという原因を究明し、必要があれば、法令や基準を杓子定規にあてはめずにより柔軟に、あるいはむしろ厳格に変更することも問題点を解消する方策のひとつとなろう。法令や基準は、固定的なものではなく、社会の進展に伴い見直してゆくべきものだから

である。(608字)

以上